

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）26条の規定に基づく保護廃止決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成29年3月9日付けで行った法26条の規定に基づく保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性、不当性を主張している。

本件処分の理由は居所不明とのことであるが、担当者と話をしたところ、更生施設の見学の日には来なくてもよいとのことで処理するとのことであったのに、勝手に処理された。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

| 年 月 日 | 審 議 経 過 |
|-------------------|------------------|
| 平成 29 年 8 月 15 日 | 諮問 |
| 平成 29 年 9 月 26 日 | 審議（第 13 回第 4 部会） |
| 平成 29 年 10 月 23 日 | 審議（第 14 回第 4 部会） |

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法 19 条 1 項は、保護の実施機関は、「その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者」（同項 1 号）及び「居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの」（同項 2 号）に対して保護を決定し、かつ、実施しなければならないものと規定している。

したがって、保護の実施機関は、被保護者がその管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地及び現在地を有すると認められないような場合には、当該被保護者に対する保護を継続することはできず、これを停止又は廃止すべきものと解される（大阪地方裁判所判決平成 16 年 3 月 18 日判例地方自治 26 4 号 91 頁も同旨）。

- (2) 法 26 条は、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならないと規定している。
- (3) 法 27 条 1 項は、保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示を

することができる」と規定している。

(4) 法61条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないと規定している。

2 これを本件についてみると、請求人は、平成28年11月末で〇〇区内の簡易宿泊所を退去していたことが認められる。また、事務所の担当者が、請求人の現在地の確認を行ったところ、平成29年1月30日以降、請求人が利用していたマンガ喫茶等は、一か所を除き全て〇〇区、〇〇区等に所在するものであり、事務所の所管区域外にあったこと、請求人が同年3月3日の更生施設〇〇（〇〇区内に所在）の見学に来なかったこと、請求人が東京都立〇〇病院における受診日（同月8日）における事務所の担当者との電話連絡を拒否したことから、2月28日以降、請求人と連絡が取れなくなったことが認められる。

そうすると、処分庁が、請求人について事務所の所管区域内に現在地を有するとは認めることができず、また、平成29年2月28日以降、請求人と直接連絡が取れない状況になったことから、法19条1項2号に規定する「居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて事務所の所管区域内に現在地を有するもの」に該当せず、請求人が保護の受給要件を欠くものと判断したことは相当であり、その上で、請求人による東京都立〇〇病院における受診に対する医療扶助の実施日（3月8日）の翌日9日を廃止日としてなした本件処分に違法又は不当な点はない。

3 請求人は上記（第3）のとおり、本件処分の理由は居所不明とのことであるが、担当者が更生施設の見学の日には来なくてもよいとのことであった旨主張する。

しかし、請求人が、事務所の担当者の指示に反して、更生施設

〇〇の見学に来なかったことが認められることから、この点に関する請求人の主張は理由がない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美